（別記）

令和８年度多賀町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町は中山間地に位置しており、水田農業を営む上で、その位置条件を活かした水稲を主体とする農業生産を展開してきたが、近年では、麦・そば・大豆の生産やパイプハウスによる施設野菜の生産も取り入れ、特にそば・ニンジン・ブロッコリー・シャインマスカットについては、地域の特産物として振興を図っている。

「令和の米騒動」により米価は上昇しているが、依然、今後の動向は不透明であるため、戦略作物や高収益作物等への作付転換に取り組む必要がある。

しかし、現在の経営基盤は、農業従事者の高齢化や担い手の後継者不足により弱体化の傾向にあり、農事組合法人や認定農業者を中心とした担い手の農業後継者の育成および集落間連携の推進が喫緊の課題である。

さらに、獣害や圃場条件等の問題から、不作付地が増加する等、水田の有効活用が図られていない状況となっている。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

既に特産物として導入している高収益作物については、生産性および品質の向上によってブランド力を強化し、販売額の向上を目指すとともに、消費者ニーズに対応した作物の導入、作付拡大を推進し、経営の安定化を図る。

また、新規特産物として消費者嗜好に対応した果樹（種無しブドウ：シャインマスカット）の生産を振興し、収益力の向上を図る。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本町の水田については、水稲・麦・そば（大豆）による２年３作を基本とする作付体系を推進しており、農事組合法人や認定農業者等の担い手を中心とした地域ぐるみで取り組むブロックローテーションが定着しつつあり、これらの土地利用型作物を中心とした水田農業が主体となっている地域においては、畑地化の推進は行わない。

しかし、水田農業を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみの生産を継続している水田については、畑地化の取り組みを検討する。

畑地化の取り組みにあたっては、現地確認や意向確認を通じて水田としての活用見込みを点検確認し、今後も水田としての活用が見込まれないことが明らかな場合は、集落営農組織や農業委員会等との調整を経て、所有者や生産者の意向、地域実情を鑑みたうえで、畑地化支援を活用した畑地化について検討する。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

本町の基幹作物として米価の安定を図るため、需要に応じた生産を行う。

また、環境こだわり米の取り組みの推進を図り、消費者に求められる安全・安心で高品質な米の生産を行う。

（２）備蓄米
令和８年度の取り組み予定はないが、今後の推進について協議をおこなう。

（３）非主食用米

ア　飼料用米
令和８年度の取り組み予定はないが、今後の推進について協議をおこなう。

イ　米粉用米
令和８年度の取り組み予定はないが、今後の推進について協議をおこなう。

ウ　新市場開拓用米
令和６年度、令和７年度において取組実績がなく、令和８年度も取組予定はないが、今後の推進について協議を進める。

エ　WCS 用稲
令和６年度、令和７年度において取組実績がなく、令和８年度も取組予定はないが、今後の推進について協議を進める。

オ　加工用米
主食用米の需要が不透明な情勢の中、需要に応じた生産を行う。

（４）麦、大豆、飼料作物
麦・大豆の作付圃場の団地化およびブロックローテーションを計画的に継続・実行し、生産技術の向上に努め、営農指導に柔軟に対応し、品質の向上および収量の安定を促進する。

（５）そば、なたね
近畿でも有数の生産地である本町の「そば」を今後も特産物として位置づけ、生産技術の向上、肥培管理の徹底に努め、本町の「そば」の流通量・流通エリアの拡大を図る。

（６）地力増進作物
農業生産の基盤である土壌の生産力向上を図り、持続可能な農業を進める。

（７）高収益作物
ニンジンおよびブロッコリーを本町の特産物と位置付け、生産管理の徹底に努め、品質の向上および収量の安定を促進し、併せて生産の拡大を図る。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　８　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	241.7	0	245	0	230.7	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	0	0	0	0	1	0
米粉用米	0	0	0	0	0.3	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	2.3	0	2	0	10	0
麦	96.3	4.3	87.2	0	101.2	0
大豆	21.2	21.2	22	22	27.4	25.9
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	76.1	64	80	68	80	69.5
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	2	2	5	3	0	0
高収益作物	10.7	2.4	11	2.7	16.1	3.2
・野菜	8.7	2.2	9	2.5	13.5	3.2
・花き・花木	0.7	0.2	0.7	0.2	1	0
・果樹	1.3	0	1.3	0	1.6	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他						
・						
畑地化	0	0	0	0	0	0

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	そば（基幹作物）	環境こだわりそば助成（基幹作物）	作付面積の拡大	（R7年度） 12.1	（R8年度） 10.5
2	そば（二毛作）	環境こだわりそば助成（二毛作）	作付面積の拡大	（R7年度） 64	（R8年度） 69.5
3	ニンジン・ブロッコリー（基幹作物）	ニンジン・ブロッコリー助成（基幹作物）	作付面積の拡大	（R7年度） 0.4	（R8年度） 1.2
4	ニンジン・ブロッコリー（二毛作）	ニンジン・ブロッコリー助成（二毛作）	作付面積の拡大	（R7年度） 2	（R8年度） 3.2
5	野菜（作物一覧）に記載のある作物	野菜助成（基幹作物）	作付面積の拡大	（R7年度） 1.8	（R8年度） 2.6
6	麦（基幹作物）	担い手麦助成（基幹作物）	ブロックローテーションの維持(団地化)	（R7年度） 92	（R8年度） 101.2
7	大豆（麦跡二毛作）	担い手大豆助成（二毛作）	ブロックローテーションの維持(団地化)	（R7年度） 21.2	（R8年度） 25.9
8	シャインマスカット（基幹作）	シャインマスカット助成（基幹作）	作付面積の拡大	（R7年度） 0.08	（R8年度） 0.90ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：

協議会名：多賀町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	環境こだわりそば助成（基幹作物）	1	2,000	そば	滋賀県環境こだわり農産物の認証取得、農地の高度利用（明渠等）
2	環境こだわりそば助成（二毛作）	2	2,000	そば	滋賀県環境こだわり農産物の認証取得、農地の高度利用（明渠等）
3	ニンジン・ブロッコリー助成（基幹作物）	1	28,000	ニンジン・ブロッコリー	作付面積に応じて支援
4	ニンジン・ブロッコリー助成（二毛作）	2	28,000	ニンジン・ブロッコリー	作付面積に応じて支援
5	野菜助成（基幹作物）	1	15,000	野菜（作物一覧）に記載のある作物	作付面積に応じて支援
6	担い手麦助成（基幹作物）	1	1,000	麦（基幹作物）	農地の高度利用（明渠、暗渠、高畔栽培、心土破砕、土づくり等）
7	担い手大豆助成（二毛作）	2	2,000	大豆（麦跡二毛作）	農地の高度利用（明渠、暗渠、高畔栽培、心土破砕、土づくり等）、集落内の話し合いに参加し、耕作地を決定していること。
8	シャインマスカット助成（基幹作）	1	43,000	シャインマスカット（基幹作）	作付面積に応じて支援

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別表　野菜助成 作物一覧（町設定）

あおとう	ちんげん菜
アスパラガス	とうがらし
いちご	とうもろこし
ウド	トマト
うり類	なす
エシャロット	ニラ
えだまめ	ニンジン
エンドウ豆	にんにく
オクラ	ねぎ
かぶ	はくさい
かぼちゃ	パセリ
カリフラワー	ピーマン
きくいも	ふき
キヌサヤ	ブロッコリー
きのこ類	ほうれんそう
キャベツ	マコモダケ
きゅうり	みずな
くわい	みつば
ごぼう	ミニトマト
こまつな	みぶ菜
ササゲ	みょうが
さつまいも	メロン
さといも	モロヘイヤ
サニーレタス	ヤーコン
サラダ菜	やまいも
ししとう	らっきょう
しそ	ラディッシュ
じゃがいも	レタス
しゅんぎく	れんこん
しょうが	わけぎ
すいか	下田なす
すぐき	花菜
ズッキーニ	菜の花
セリ	食用菊
セルリー	杉谷なす
セレベス	青さやいんげん
そば菜	青菜
そらまめ	漬け菜
だいこん	日野菜
たまねぎ	北之庄菜

８　産地交付金の活用方法の明細

１．地域農業再生協議会名

多賀町農業再生協議会

２．活用予定額の総括表

（単位：円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
多賀町農業再生協議会	4,308,000	4,308,000		4,300,800

（注）追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

4,308,000円

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3																合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物			
1	環境こだわりそば助成(基幹作物)	1	2,000									1,224								1,224	244,800
2	環境こだわりそば助成(二毛作)	2	2,000									7,208								7,208	1,441,600
3	ニンジン・ブロッコリー助成(基幹作物)	1	28,000												121					121	338,800
4	ニンジン・ブロッコリー助成(二毛作)	2	28,000												230					230	644,000
5	野菜助成(基幹作物)	1	15,000												160					160	240,000
6	担い手麦助成(基幹作物)	1	1,000	8,725																8,725	872,500
7	担い手大豆助成(二毛作)	2	2,000		2,402															2,402	480,400
8	シャインマスカット助成(基幹作)	1	43,000														9			9	38,700
合計(基幹)※4			実面積	8,725	0	0	0	0	0	0	0	1,224	0	0	281	0	9	0	0	10,239	4,300,800
合計(二毛作)※4			実面積	0	2,402	0	0	0	0	0	0	7,208	0	0	230	0	0	0	0	9,840	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4．追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分等を受けた場合は整理番号4，3，5の順に上限金額まで千円ずつ単価調整を行う。
整理番号3，4：45,000円（上限）　整理番号5：20,000円（上限）

減額調整時は減少額に応じて5，3，4の順に下限金額まで千円ずつ単価調整を行う。
整理番号5：6,000円（下限）　整理番号3，4：12,000円（下限）

それでも超過する場合は、次の順に以下に記載の金額を下限とし千円ずつ単価調整を行う。
①整理番号7：1,000円　②整理番号1：1,000円　③整理番号2：1,000円　④整理番号3，4：10,000円　⑤整理番号8：12,000円

5．所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分枠を超過した場合は整理番号5，3，4の順に下限金額まで千円ずつ単価調整を行う。
整理番号5：6,000円（下限）　整理番号3，4：12,000円（下限）

それでも超過する場合は、次の順に以下に記載の金額を下限とし千円ずつ単価調整を行う。
①整理番号7：1,000円　②整理番号1：1,000円　③整理番号2：1,000円　④整理番号5：6,000円　⑤整理番号3，4：10,000円　⑥整理番号8：12,000円

6．高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜、花き・花木、果樹除く）を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">多賀町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>1</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">環境こだわりそば助成（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">そば（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">2,000円／10a</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">特産物である「多賀そば」は需要量の増加に比べ、生産量が少ないことから、供給が追い付いていない状況である。そのため、作付面積の拡大と同時に、収量の増加にも取り組む必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>目標</td><td>7.20ha</td><td>10.10ha</td><td>10.30ha</td><td>10.50ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>10.01ha</td><td>12.01ha</td><td>12.17ha</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">特産物の「そば」の生産振興（拡大）並びに生産者の増加を図ることを目的に、環境こだわり農産物として「秋そば」を作付けた場合、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
環境こだわり農産物（そば）を生産した農業者
〇助成対象農地
経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田
適切な肥培管理が行われていること。
滋賀県環境こだわり農産物の認証取得がされていること。
〇収量の安定
農地の高度利用（明渠など）を行っている水田
〇対象要件
販売していること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇対象農地および作物作付の確認
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認
〇取組の要件の確認
出荷伝票、生産管理日誌、環境こだわり認証通知書</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">現地作付確認によるシステムデータでの集計により令和９年１月に確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">支援年限は令和11年度までとする（ただし、状況等により見直すことができる）</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="3">多賀町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>2</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="5">環境こだわりそば助成（二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="5">そば（二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="5">2,000円／10a</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="5">特産物である「多賀そば」は需要量の増加に比べ、生産量が少ないことから、供給が追い付いていない状況である。そのため、作付面積の拡大と同時に、収量の増加にも取り組む必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作付面積の拡大</td><td>目標</td><td>73.00ha</td><td>66.30ha</td><td>67.80ha</td><td>69.50ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>65.70ha</td><td>72.82ha</td><td>64.02ha</td><td>―</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">特産物の「そば」の生産振興（拡大）並びに生産者の増加を図ることを目的に、麦跡・そば跡において同一年度にそばを環境こだわり農産物として作付けた場合、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="5">〇助成対象者
環境こだわり農産物（そば）を二毛作で生産した農業者
〇助成対象農地
経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田
適切な肥培管理が行われていること。
麦またはそばの収穫年度と対象作物の作付年度が同一であること。
滋賀県環境こだわり農産物の認証取得がされていること。
〇収量の安定
農地の高度利用（明渠など）を行っている水田
〇対象要件
販売していること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="5">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇対象農地および作物作付の確認
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認
〇取組の要件の確認
出荷伝票、生産管理日誌、環境こだわり認証通知書</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="5">現地作付確認によるシステムデータでの集計により令和９年１月に確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">支援年限は令和11年度までとする（ただし、状況等により見直すことができる）</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	多賀町農業再生協議会				整理番号	3
使途名	ニンジン・ブロッコリー助成（基幹作物）					
対象作物	ニンジン・ブロッコリー（基幹作物）					
単　　価	28,000円/10a（追加配分額に応じて、45,000円/10aを上限に調整する。）					
課　　題	特産野菜は需要量の増加に比べ、生産量が少ないことから、供給が追い付いていない状況である。そのため、生産拡大並びに生産者の増加を図り、直売所や市場への出荷増を目指す必要がある。					
目　　標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	作付面積の拡大	目標	1.20ha	1.00ha	1.10ha	1.20ha
		実績	0.72ha	1.14ha	0.4ha	―
内　　容	販売を目的としたニンジンまたはブロッコリーを作付けした場合、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○助成対象者 ニンジンまたはブロッコリーを作付けした農業者、集落営農組織 ○助成対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田 ○取組の要件 通常の収穫を上げるのに必要な栽培密度があり、適切な肥培管理が行われていること。 基幹作物として5ａ以上を作付けること。 当該5ａの判定にあっては、作付面積の合計とする。 ○対象要件 販売していること。					
取組の確認方法	○助成対象者 営農計画書により確認 ○対象農地および作物作付の確認 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認 現地確認による。 ○取組の要件の確認 出荷伝票、生産管理日誌					
成果等の確認方法	現地作付確認によるシステムデータでの集計により令和９年１月に確認する。					
備考	整理番号５「　野菜助成（基幹作物）」との重複助成は不可。 支援年限は令和11年度までとする（ただし、状況等により見直すことができる）					

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="3">多賀町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>4</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="5">ニンジン・ブロッコリー助成（二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="5">ニンジン・ブロッコリー（二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="5">28,000円/10a（追加配分額に応じて、45,000円/10aを上限に調整する。）</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="5">特産野菜は需要量の増加に比べ、生産量が少ないことから、供給が追い付いていない状況である。そのため、生産拡大並びに生産者の増加を図り、直売所や市場への出荷増を目指す必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作付面積の拡大</td><td>目標</td><td>3.80ha</td><td>2.80ha</td><td>3.00ha</td><td>3.20ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>2.67ha</td><td>2.08ha</td><td>2.02ha</td><td>―</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">販売を目的としたニンジンまたはブロッコリーを作付けした場合、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="5">〇助成対象者
麦あとにニンジンまたはブロッコリーを作付けした農業者、集落営農組織
〇助成対象農地
経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田
〇取組の要件
通常の収穫を上げるのに必要な栽培密度があり、適切な肥培管理が行われていること。
麦の跡作としてニンジンまたはブロッコリーを作付けること。
二毛作作物として5ａ以上を作付けること。当該5ａの判定にあっては、作付面積の合計とする。
〇対象要件
販売していること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="5">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇対象農地および作物作付の確認
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認
現地確認による。
〇取組の要件の確認
出荷伝票、生産管理日誌
〇目標の確認方法（糖度）
糖度計で無作為に選ばれたニンジンを計測し、データ集計により確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="5">現地作付確認によるシステムデータでの集計により令和９年１月に確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">支援年限は令和11年度までとする（ただし、状況等により見直すことができる）</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="3">多賀町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>5</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="5">野菜助成（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="5">野菜（作物一覧）に記載のある作物</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="5">15,000円/10a（追加配分額に応じて、20,000円/10aを上限に調整する。）</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="5">地域では土地利用型作物が中心であり、地域振興作物については面積拡大が進んでいない。
しかし、近年は消費者のニーズも多様化し、市場出荷や直売所での販売が求められている。様々な需要に応じた作付を推進するため、需要のある多品目で高収益となる作物への転換を推進する取り組みが必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作付面積の拡大</td><td>目標</td><td>1.60ha</td><td>2.20ha</td><td>2.40ha</td><td>2.60ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>2.15ha</td><td>1.61ha</td><td>1.84ha</td><td>―</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">自給率の向上と地産地消の取り組みを目的に、別表に定める野菜を作付け、出荷販売した場合、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="5">〇助成対象者
交付対象作物を作付けした農業者、集落営農組織
〇助成対象農地
経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田
〇取組の要件
助成対象作物を合計３a以上作付けしていること。
ＪＡ・直売所等に出荷販売すること。
〇対象要件
販売していること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="5">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇対象農地および作物作付の確認
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認
〇取組の要件の確認
出荷伝票、生産管理日誌、販売所の証明書</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="5">現地作付確認によるシステムデータでの集計により令和９年１月に確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">整理番号３「ニンジン・ブロッコリー助成（基幹作物）」との重複助成は不可。
支援年限は令和11年度までとする（ただし、状況等により見直すことができる）</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="3">多賀町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>6</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="5">担い手麦助成（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="5">麦（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="5">1,000円／10a</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="5">非担い手農家と担い手農家が混在する地域がほとんどであるが、生産目標を達成するためには集落単位でのブロックローテーションが必要不可欠である。しかし、非担い手農家は戦略作物を作付・栽培することは困難であり、担い手農家が中心となり麦を作付けしているのが現状であるため、ブロックローテーションに参加している担い手農家に対し、継続するための支援を行う必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ブロックローテーションの維持（団地化）</td><td>目標</td><td>92.00ha</td><td>100.00ha</td><td>100.60ha</td><td>101.20ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>99.94ha</td><td>100.71ha</td><td>92.06ha</td><td>―</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">麦の生産振興のため、多賀町の認定農業者および新規認定就農者が麦（基幹作物）を概ね1ha以上作付けた場合、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="5">〇助成対象者
多賀町の認定農業者および新規認定就農者で、概ね１ha以上麦を作付けする者
〇助成対象農地
経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田
〇収量の安定
農地の高度利用（明渠、暗渠、高畦栽培、心土破砕、土づくり　など）を行っている水田
〇対象要件
販売していること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="5">〇助成対象者
営農計画書により確認
多賀町の認定農業者および新規認定就農者
〇対象農地および作物作付の確認
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認
〇収量の安定
生産管理日誌
〇取組の要件の確認
出荷伝票、生産管理日誌</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="5">現地作付確認によるシステムデータでの集計により令和９年１月に確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">概ねとは８０％以上のことをいう。
支援年限は令和11年度までとする（ただし、状況等により見直すことができる）</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="3">多賀町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>7</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="5">担い手大豆助成（二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="5">大豆（麦跡二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="5">2,000円／10a</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="5">非担い手農家と担い手農家が混在する地域がほとんどであるが、生産目標を達成するためには集落単位でのブロックローテーションが必要不可欠である。しかし、非担い手農家は戦略作物を作付・栽培することは困難であり、担い手農家が中心となり大豆を作付しているのが現状であるため、ブロックローテーションに参加している担い手農家に対し、継続するための支援を行う必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td></td><td></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ブロックローテーションの維持（団地化）</td><td>目標</td><td>12.40ha</td><td>25.50ha</td><td>25.70ha</td><td>25.90ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>23.30ha</td><td>23.54ha</td><td>21.25ha</td><td>―</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">大豆の生産性および品質向上のため、麦跡において同一年度に大豆を担い手が作付けた場合、その作付け面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="5">〇助成対象者
多賀町の認定農業者および新規認定就農者で、麦あとに大豆を作付けする者
集落内の話し合いに参加し、耕作地を決定していること。
〇助成対象農地
経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田
〇収量の安定
農地の高度利用（明渠、暗渠、高畦栽培、心土破砕、土づくり　など）を行っている水田
〇取組の要件
麦の収穫年度と対象作物の作付年度が同一であること。
麦の跡作に大豆が作付けられた水田
〇対象要件
販売していること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="5">〇助成対象者
営農計画書により確認
多賀町の認定農業者および新規認定就農者
〇対象農地および作物作付の確認
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認
〇取組の要件
生産管理日誌
〇取組の要件の確認
出荷伝票、生産管理日誌</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="5">現地作付確認によるシステムデータでの集計により令和９年１月に確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">支援年限は令和11年度までとする（ただし、状況等により見直すことができる）</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="3">多賀町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>8</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="5">シャインマスカット助成（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="5">シャインマスカット（基幹作）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="5">43,000円／10a</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="5">消費者嗜好に対応した収益性のある新たな特産物を生産し、農家の所得向上を促進する必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作付面積の拡大</td><td>目標</td><td>1.00ha</td><td>0.70ha</td><td>0.80ha</td><td>0.90ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>0.07ha</td><td>0.09ha</td><td>0.08ha</td><td>―</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">販売を目的としたシャインマスカットを作付けした場合、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="5">〇助成対象者
出荷・販売を目的としてシャインマスカットを作付けした農業者、集落営農組織
〇助成対象農地
経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田及び別紙 14の１の（１）に規定する取組の対象農地
〇取組の要件
助成対象作物を合計1a以上作付けしていること。
ＪＡ・直売所等で販売すること。
〇対象要件
販売していること（果樹等育成途中で出荷・販売に至らないものを除く）。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="5">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇対象農地および作物作付の確認
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認
〇取組の要件の確認
出荷伝票・販売所の証明書（果樹等育成途中で出荷・販売に至らないものを除く）、生産管理日誌</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="5">現地作付確認によるシステムデータでの集計により令和９年１月に確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">支援年限は令和9年度までとする（ただし、状況等により見直すことができる）</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度の目標の記載は不要です。

多賀町農業再生協議会会員および役員名簿

協議会の構成　　（令和8年5月29日現在）

役職名等		氏名	所属(職名)	備考
会員	1	久保　久良	多賀町長	会長
	2	宮尾　和孝	JA東びわこ経営管理委員会　会長	副会長
	3	夏原　広和	芹川沿岸土地改良区　理事長	
	4	柳本　上司	生産調整方針作成者(JA東びわこ)	
	5	喜多　喜代美	JA東びわこ　女性経営管理委員	
	6	土居　博	滋賀県農業共済組合北部支所　副支所長(兼)湖東出張所　所長	監事
	7	小菅　建次	多賀町農業委員会　会長	監事
	8	土田　徳孝	認定農業者(株式会社多賀穂　代表取締役)	
	9	田中　伸幸	認定農業者(多賀)	
	10	西澤　順一	農事組合法人　グリーンファーム木曽　代表理事	
	11	西倉　進一	農事組合法人　富之尾ファーム　代表理事	
	12	辻　利造	直売所(もんぜん市代表)	
	13	久保　久良	湖東地域農業センター　運営委員	併任
オブザーバー	1	岡本　一茂	近畿農政局滋賀県拠点　総括農政業務管理官	
	2	河村　紀衣	湖東農業農村振興事務所農産普及課　主任技師	
幹　事	1	森　尚浩	東びわこ農業協同組合東部営農経済センター　センター長	幹事長
	2	小堀　雄司	湖東地域農業センター　事務局長　(JA東びわこ)	
	3	中島　伽維	滋賀県農業共済組合北部支所　主事	
	4	佐々木　康弘	東びわこ農業協同組合営農経済部　副部長(営農・経済担当)	併任
	5	小菅　俊二	多賀町農業委員会　事務局長	併任
事務局	1	小菅　俊二	多賀町産業環境課　課長	事務局長
	2	寺西　宜久	多賀町産業環境課　課長補佐	農業委員会事務局
	3	外川　康弘	湖東地域農業センター　広域営農担当	
	4	中島　伽維	滋賀県農業共済組合北部支所　主事	併任
	5	上林　知行	東びわこ農業協同組合東部営農経済センター　課長	
	6	大久保　海翔	東びわこ農業協同組合東部営農経済センター	
	7	石丸　茜	多賀町産業環境課　係長	
	8	山本　幸士郎	多賀町産業環境課　主任	
内部監査員	1	佐々木　康弘	東びわこ農業協同組合営農経済部　副部長(営農・経済担当)	併任
	2	河村　紀衣	湖東農業農村振興事務所農産普及課　主任技師	